日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人瓜生山学園
②設置大学名称	京都芸術大学
③担当部署	法人課
④問合せ先	075-791-7134
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kyoto-art.ac.jp/info/disclosure/governance_code/
⑧本協会による公表	◘ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

該当なし

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	該当なし

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	該当なし

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念、使命・目的及び教育目的は、本学ウェブサイトに掲載し、広く社会に周知しています。 【掲載先 URL】 https://www.kyoto-art.ac.jp/info/mission/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	通学課程では 2024 年にディプロマ・ポリシーを改訂し、単位・進級・卒業認定基準や GPA 導入により学修レベル向上を図っています。教育課程は「6 つの能力」の修得を目標に体系的に編成され、グループワーク型授業や PBL、産学公連携授業、オンライン授業など多様な教授法を導入。学科ごとの外部評価により教育内容の改善を進めています。 通信教育課程でも 3 ポリシーの実質化を推進し、教育推進会議で継続的に検討・推進しています。2025 年度から入学者選抜をより公平・公正な手続きとなるよう改定し、学士課程で小論文、修士課程で書類審査を実施しています。選択型完全オンライン化を推進し、多様な教授法を実践しています。また、卒業制作着手要件や GPA 活用指針により成果水準を担保しています。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	理事会が大学の校務を学長に委任し、学長が教育研究・学生関連の最終決定権を持つ体制を整えています。学長を補佐する副学長や学部・学科長、各部・センター長がそれぞれの権限を担い、学長会により恒常的な審議と意思決定を行うことで、教学組織の権限と役割を明確化し、透明で円滑な運営を実現しています。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	通学課程・通信教育課程ともに教職協働体制を整

	え、学生支援を推進しています。通学課程では教学支援課や学習支援・教育開発課、大学院教学課、キャリア支援課が学科・研究室と連携し、履修・学生生活・進路・学習支援を行っています。通信教育課程では学務課、教務課、教学運営課が課外活動支援や成績管理、学修支援を担当し、教職協働による支援体制を運用しています。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「めざすべき教員像・職員像」に基づき、教職員の資質向上に取り組んでいます。通学課程・通信教育課程それぞれにFD委員会を設置し、年次計画に沿った体系的研修を実施し、その成果をFD活動報告書として公開しています。授業アンケートやリフレクション・ノート、データを可視化・分析するため BI ツールを活用し、教育内容や方法の点検・改善を行っています。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学校法人瓜生山学園の理念「藝術立国」に基づき、5年ごとに中期計画を策定し、建学の理念、使命、目的を中期的な計画に反映しています。現行の「中期計画Vision2026」は、DX や AI などを活用したデジタル社会の到来や 18 歳人口減少など、今後の大学を取り巻く環境を検証し、策定過程では常任理事会、理事会、評議員会で検討・決議し、教職員総会で発表しました。さらに全教職員からパブリックコメントを募集するなど、多面的な検討を経て策定・公表しています。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画に基づき、教学運営においては、毎年、通学課程・通信教育課程ともに「学部方針」及び「研究科方針」が学長会議の議を経て示され、それに基づき、各学科・専攻等が次年度の教育計画を策定しています。さらに、教育成果の点検・評価として「教学総括」をまとめ、学長会で報告しています。 管理運営においては、毎年、経営企画会議において

	「事務局重点課題」を策定し、事務職員に方針の提示や改善指示を行っています。事務局各課は「事務局重点課題」に基づき部署ごとの「事業計画」を策定し、その目標達成状況を点検・評価しています。年度末には学園全体の「事業報告」としてまとめ、理事会に報告しています。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「人類が直面する困難な課題を克服するために、自らの「人間力」と「創造力」を鍛え、社会の変革を牽引することのできる人材を育成する」という教育目標を掲げ、キャリア教育を重視することをカリキュラム・ポリシーにも明確に定めています。通学課程では、「進路決定率（（就職者＋進学者）÷卒業者数）90%を前提とした出口戦略の強化」を掲げ、進路決定率 90%を維持しながら進路の質向上に取り組んでいます。通信教育課程では、全国から多様な社会人を受け入れています。
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	産業界及び行政等と連携した産学公連携教育を推進するため、社会連携担当の副学長、地域連携担当の理事を置き、社会実装支援課を設置しています。2025 年度は「社会実装プロジェクト」として共同研究費・受託研究費を得て 92 件のプロジェクトを実施しました。 伝統文化の普及活動による地域貢献として、学内に設置された京都芸術劇場「春秋座」を中心とした伝統文化公演を積極的に実施しています。また一般公開講座として、「日本芸能史」や「京都学」といった本学独自のプログラムを開講しています。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様性への対応を重視し、男女共同参画や差別解消に取り組むとともに、国籍、年齢、職歴、ライフスタイ

	ルなど、様々な背景や価値観を持つ学生が学びやすい環境の整備を推進しています。通学課程では、「学生支援センター」「スチューデント・オフィス（学生生活）」が窓口として機能し、通信教育課程では相談窓口を設置し、学修相談や支援体制の充実を図るほか、留学生や社会人学生など、多様な学生が安心して学べる教育環境づくりに努めています。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事・評議員では3名、学科長以上の教学執行部では8 名、課長以上の事務局職員では 12 名、役員・管理職全体の 22.3%の割合で女性を登用し、男女共同参画社会の実現に努めています。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学園の理念に基づいて私学経営に資する人材に関して理事間で情報を共有し、選任が行われています。そうした人材を評議員会において 3～4 名、理事会において 5～7 名をそれぞれ選任することで、業務の執行とその監督機能を担保しています。なお、理事会が理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととしており、選任課程の透明性を確保しています。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	私立学校法及び寄附行為等の規程に基づき理事会へは監事が出席して意見を述べることとしており、これにより理事会運営の透明性を確保しています。また、寄附行為では、関係理事が評議員会へ出席するとともに、理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について、万が一理事会と評議員会との決議が異なる場合、双方が合意に向けて審議を尽くすため、誠実に審議に取り組むものとしています。これらにより、理事会と評議員会との協働体制が確立されています。
実施項目３－１③	説明

理事への情報提供・研修機会の充実	理事会にて理事長が定期的（3 月に 1 回以上）に職務の執行の状況報告を行うとともに、理事会での報告事項として学校運営に係る報告を適宜行い、情報提供を行っています。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備しています。学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、毎年役員研修会を実施しています。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「学校法人瓜生山学園寄附行為」第23条、第28条にそれぞれ定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任しています。 会計監査人の選任にあたっては、評議員会に理事が提出する選任議案を監事が合議により決定し、評議員会の決議により選任しています。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事が監査を実施するための必要事項を「学校法人瓜生山学園内部監査規程」に定め、会計監査人及び内部監査を行う監査室と情報交換や協力して調査を行う等、適切に監査を実施しています。また毎年、監事、会計監査人、内部監査室による三様監査を実施して各機関の連携と情報共有に努めています。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、役員研修会を実施しています。また、監事を補助する事務局職員を配置し、毎月常勤監事による常務理事および関係部署職員への学校運営に係るヒアリングを実施しています。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び	評議員には理事会で選任した学識経験者を 5～7 名充てるとともに、本法人の職員から評議員会で選任した

選任過程の透明性の確保	ものを 3～4 名、卒業生から評議員会で選任したものを 2～3 名選任することとしており、選任過程の透明性の確保に努めています。

実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集、議決事項、評議員の責務を、寄附行為に明示しています。評議員会へは監事が出席して意見を述べることとしており、評議員会の運営の透明性を確保しています。また、関係理事が評議員会へ出席するとともに、理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、万が一理事会と評議員会との決議が異なる場合、双方が合意に向けて審議を尽くすため、誠実に協議に臨むものとしています。これらにより、理事会と評議員会との協働体制を確立しています。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っています。また学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、役員研修会を実施しています。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人瓜生山学園危機管理規程」及び「学校法人瓜生山学園事業継続計画（BCP）」に基づき、防火・防災・震災対策を整備しています。学生は動画教材にてオンラインによる防災訓練を実施し、教職員は災害時の緊急対応について学習しています。消火設備や非常放送設備の定期点検や備蓄倉庫の整備により、物的・人的被害の軽減に取り組んでいます。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	寄附行為や学則によって学校運営の基本事項を定めるとともに、就業規則やコンプライアンス規程、ハラスメントの防止に関する規程により教職員に公正な職務遂行と法令遵守を求めています。不正行為の早期発

	見・是正のため、公益通報者保護規程に基づき法人内外に受付・相談窓口を設置。通報や相談の手続きは大学ホームページで公開し、透明で適正な運営を推進しています。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ウェブサイトの情報公開ページにおいて、社会に対する説明責任と適切な情報公開について方針を明示しています。 また、ウェブサイトの情報公開ページで、組織・財務、規程その他の取り組み等学園の経営に関する情報を公開しています。
実施項目４－１②	**説明**
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校法人に関する情報については、大学ウェブサイトでの公開に加え、事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供しています。情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開しています。閲覧者が多岐にわたることを考慮し分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫しています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	該当なし